

BWA コビキタスネットワーク研究会規約

第1条（名称）

本会は「BWA コビキタスネットワーク研究会」（「研究会」という。以下同じ。）と称する。

第2条（目的）

研究会は、WILLCOM CORE サービスをはじめとした BWA コビキタスネットワークを活用した幅広い産業化や学術研究の支援を目指し、参加者自らが事業を行う際の事業・研究主体、コーディネーターとしての役割を担い、官公庁、研究機関、自治体、地域社会とも連携を図りながら、各参加者が容易に BWA コビキタスネットワークを活用したビジネス・サービスが展開できる環境を整備し、新規産業の創造、既存産業の高度化に寄与することを目的として、第3条に定める事業を行う。

第3条（事業内容）

研究会の事業内容は以下の各号とする。

- （1）WILLCOM CORE に代表される BWA コビキタスネットワークの推進に必要な検討や情報の交換、相互交流
- （2）WILLCOM CORE に代表される BWA コビキタスネットワークを活用したサービスの立ち上げに必要となる総合的な支援
- （3）WILLCOM CORE に代表される BWA コビキタスネットワークを活用したサービスの展開に関する検討
- （4）その他、研究会の目的を達成するために必要な活動
- （5）(1)～(4)をまとめた成果報告書の編纂

第4条（会員）

研究会は、第2条の目的に賛同し、所定の入会申込書を提出した次の会員により構成する。

- （1）一般会員は、理事会の承認を得た法人、又は団体とする。
- （2）特別会員は、本研究会の行う諸事業に関し、理事会が特に必要と認めた法人、又は団体（及びその職員）とする。
- （3）学会会員は、理事から本研究会の行う諸事業に関して必要であると推薦を受け、理事会の承認を得た学識経験者とする。

第5条（会員の権利）

- （1）会員は、研究会の会員であることを、自社等（大学、研究機関等の組織形態を含む。以下同じ。）の同研究会に関連する事業についての広告、パンフレット、催事等において示すことができる。研究会の会員である旨の表示については、別途定めるところに従う。
- （2）会員は研究会が行う、広告、広報、催事等において、その名前が掲載、掲出される権利を有する。

- (3) 会員は、研究会が実施する活動に参加することができる。
- 2 研究会の会員が入会以前に独自に保有し、または研究会の活動とは独自に著作もしくは開発し、研究会、審議会および部会の活動に際し提供した産業財産権ならびにこれを受ける権利及び著作権は、提供をした会員に帰属する。
- 3 会員は、研究会、第17条に定める審議会(「審議会」という。以下同じ。)および第18条に定める各部会(「部会」という。以下同じ。)の活動に際して新たに生じた産業財産権ならびにこれを受ける権利及び著作権(「本成果」という。以下同じ。)の保全、維持及び活用に関して、研究会の目的を実現するために最善の結果が得られるよう相互に協力し、その取扱いについては、必要に応じて都度協議し約定するものとする。

第6条(会員の義務)

- (1) 会員は、総会で決議された活動計画に則った部会、広告、広報、催事、顧客発掘活動等について、積極的に参加する。
- (2) 会員は、研究会が実施する広告、広報、催事等においてその名称が利用されることを承認する。

第7条(会費)

- 一般会員は、当研究会の目的を達成するため、それに必要な経費を会費として支払う義務を負うものとする。
- 2 会費額等は、会費規則に定める。
- 3 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

第8条(会員の退会)

- (1) 研究会の会員はいつでも、次項に定める事前通知にて自主的に退会することができる。
- (2) 会員が退会しようとするときは、原則として退会の1ヶ月前までに所定の退会届出書により事務局に届け出なければならない。
- (3) 会員が研究会の趣旨にふさわしくない行為を行ったと理事会が合理的に判断し、かつ理事のうち3分の2以上が当該会員の退会に同意したときは、当該会員を退会させることができる。

第9条(総会)

- (1) 研究会の最高決定機関として総会を置く。

第10条(役員)

- (1) 研究会に役員として会長、専務理事、理事、監事を置く。
- (2) 会長は1名とし、総会で会員の互選により選任する。
- (3) 会長は研究会を代表するとともに、会務を総理する。
- (4) 理事は5名以上、10名以下とし、総会で会員の互選により選任する。
- (5) 第14条第3項で選任された専務理事は会長を代行し、あらかじめ理事会の定めた範囲で会

務を代表することができる。

- (6) 監事は若干名を置くものとし、総会で会員の互選により選任する。監事は、研究会の事業を監査する。
- (7) 役員の任期は研究会活動終了時までとする。ただし、健康上等の理由により会務を行うことが困難になった場合には、理事のうち3分の2以上が当該役員の辞任に同意することを条件として、辞任できるものとする。
- (8) 下記の場合には役員を解任することができる。
 - ア．研究会の会務を行うことができなくなったと理事会が合理的に判断し、かつ理事のうち3分の2以上が当該役員の解任に同意したとき。
 - イ．研究会の趣旨にふさわしくない行為を行ったと理事会が合理的に判断し、かつ理事のうち3分の2以上が当該役員の解任に同意したとき。

第11条（総会の開催及び招集）

- (1) 総会は原則として年1回開催する。ただし、理事会の議決または、会員現在数の3分の1以上から請求がなされた場合は、速やかに総会を招集する。
- (2) 総会は会長が招集し、会長が議長を務めるものとする。

第12条（総会の成立）

- (1) 総会は、全会員の過半数の出席により成立する。
- (2) 総会への出席は、テレビ会議等による遠隔地からの参加及び、委任状も含む。

第13条（総会の議決）

- (1) 総会の議事は、出席している会員の過半数をもってこれを議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- (2) 総会における議決は、委任状も含む。
- (3) 総会は、次に掲げる事項を議決するものとする。
 - ア 役員の選任
 - イ 規約の改正
 - ウ 事業計画及び事業報告
 - エ その他研究会の運営上重要な事項
- (4) 総会の議事録は事務局で作成し、全会員に報告する。

第14条（理事会）

- (1) 研究会に理事会を置く。
- (2) 理事会は会長、理事、及び事務局長により構成する。
- (3) 理事会には専務理事を置き、理事会の互選に基づき選任する。
- (4) 理事会の議長は会長とし、専務理事がこれを代行することができる。

第15条（理事会の職務）

理事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 総会の議案に関する事項
- (2) 各年度の事業計画案及び事業報告案
- (3) 各年度の予算案、決算案及び会費額案
- (4) 研究会の運営上、会長が緊急に決定を要すると認める事項
- (5) 新規会員の承認に関する事項
- (6) 部会が作成した報告書の承認に関する事項
- (7) その他、会長が研究会の事業に関し必要と認める事項

第16条（理事会の運営）

- (1) 理事会は、理事会議長が招集し、運営する。
- (2) 理事会は構成員の過半数の出席により成立する。
- (3) 理事会への出席は、テレビ会議等による遠隔地からの参加及び、代理参加も含む。
- (4) 理事会の議事は、出席している理事の過半数をもってこれを議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- (5) 理事会は、議長の要請により定められたメーリングリスト宛ての電子メールによって審議および議決を行うことができる。
- (6) 理事会が電子メールによる議決を行う場合、議決方法は以下の方法による。
 - ア 議長が投票期間及び議事を明示した上で電子メールによる投票開始宣言を行う。
 - イ 議事は理事の過半数の賛成を持って決する。
 - ウ 投票期間中に過半数に達しない議事は廃案となる。
 - エ 投票期間は3日以上2週間以内とする。

第17条（審議会の設置及び構成等）

- (1) 理事会は、研究会全体の方向性に関して検討を行うために、審議会を設置する。
- (2) 審議会は審議会委員で構成する。審議会委員は5名以上10名以下とし、理事会の審議を経て理事会議長が指名する。
- (3) 審議会は次の事項について検討を行い、理事会及び部会に対して適宜必要な助言を行う。
 - ア 研究会に関連する法制度
 - イ 研究会の社会的な意義に関する事項
 - ウ 研究会の広報に関する事項
 - エ その他研究会の全体的な方針に関する事項
- (4) 審議会には議長を置き、審議会委員の互選に基づき選任する。
- (5) 審議会は、審議会議長が招集し、運営する。
- (6) 審議会の運営方法については、審議会議長が定めるところによる。

第18条（部会の設置及び構成等）

- (1) 理事会は、研究会の事業を円滑に推進するため、必要に応じて部会を置くことができる。
- (2) 部会には主査を置く。主査は、会員のうちから理事会の審議を経て理事会議長が指名する

者とし、部会を運営する。

- (3) 部会は理事会に適宜活動経過を報告するとともに、部会における検討成果を報告書にまとめ、理事会に提出するものとする。
- (4) 部会の構成及び運営方法等については、主査が定めるところによる。
- (5) 会員は、部会参加の条件として、理事会が別途定める部会秘密保持義務に同意するものとする。

第19条（事務局）

- (1) 研究会の事務処理のため株式会社ウィルコム内に事務局を置く。
- (2) 事務局には事務局長を置く。事務局長は、事務局員のうちから会長が指名する者とし、本研究会の事務処理を統括する。

第20条（名称・ロゴマークの使用）

名称及びロゴマークの使用方法については別途定める。

第21条（委任）

本規約に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は理事会において定める。

第22条（会計年度）

会計年度は、毎年8月1日より翌年7月末日までとする。

第23条（管轄裁判所）

本規約に関する紛争解決の管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

附則

第1条（規約の発効）

本規約は研究会の第1回総会にて承認されるか、または事務局より紹介・説明された後に会員に向けた一定の意見募集期間を経て理事会で承認された後、ただちに効力を有するものとする。

第2条（設立年度における会計期間等）

設立年度における会計期間は、設立の日から平成21年7月末日までとする。

2008年7月28日 制定

2008年9月10日 改定

2009年3月26日 改定